

令和7年7月14日開会

令和7年7月

市議会臨時會議案書

寝屋川市

目 次

| 番 号 | 案 件 | 頁 |
|----------|----------------------------|----|
| 議案第 58 号 | 寝屋川市暴力団排除条例の一部改正 | 1 |
| 議案第 59 号 | 令和 7 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 4 号） | 別冊 |

議案第 58 号

寝屋川市暴力団排除条例の一部改正

寝屋川市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 7 月 14 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市暴力団排除条例の一部を改正する条例

寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条を第18条とし、第14条を第17条とし、第13条の次に次の3条を加える。
(暴力団事務所の開設及び運営の禁止等)

第14条 暴力団事務所は、市内においては、これを開設し又は運営してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して、暴力団事務所が開設され又は運営されたときは、当該暴力団事務所を開設し又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 前3項の規定は、これらの規定の適用の際現に運営されている暴力団事務所については、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され又は運営される場合

(2) 次条第2項の規定による命令に応ぜず、当該暴力団事務所について、暴力団事務所としての機能が拡大し、市民生活の安全と平穏が害されるおそれがあると認められる場合

(暴力団事務所の機能追加による市民生活に対する危険の増大の禁止等)

第15条 市内において現に暴力団事務所を運営する者は、当該暴力団事務所について、更に暴力団事務所としての機能を追加することにより、市民生活に対する危険を増大させてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して、暴力団事務所としての機能が追加されようとして又は追加された場合においては、市民生活の安全と平穏を確保するため、当該暴力団事務所を運営する者に対し、当該機能の追加をしないことその他その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(暴力団事務所の使用等の差止めの請求等)

第16条 寝屋川市は、市内において暴力団事務所が運営されている場合において、市民生活の安全や寝屋川市の業務遂行の平穏が害されると認められるときは、大阪府その他第4条第1項に規定する団体及び市民と連携して、当該暴力団事務所の使用等の差止めの請求をすることその他の市民生活の安全及び寝屋川市の業務遂行の平穏を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 寝屋川市は、暴力団事務所の使用等の差止めの請求をし又はしようとする者に対し、当該請求に要する費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

